平成２４年（フ）第１７２７号
横浜市旭区今宿東町1611番地５　105号室
債務者　森　　芳子
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７２８号
横浜市港南区日野４丁目20番11号
債務者　鈴木　寛人
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７１５号
東京都世田谷区桜上水３丁目21番14号ラフォレスタ24、住民票上の住所東京都調布市小島町２丁目36番地７メゾン・ド・ルナ306
債務者　相馬　竜也
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１８１号
北海道帯広市西13条北５丁目１番地36
債務者　中原　健二
1　決定年月日時　平成24年８月14日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１８２号
北海道帯広市西20条南３丁目２番10号
債務者　高橋美津子
1　決定年月日時　平成24年８月14日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第９１号
栃木県小山市大字乙女714番地281
債務者　酒井　淳子
1　決定年月日時　平成24年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月12日午後３時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第３６４号
栃木県日光市土沢1851番地136、前住所栃木県日光市木和田島3084番地５
債務者　笹沼　　充
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４４１号
栃木県矢板市鹿島町６番27号
債務者　君島　裕子（旧姓津久井）
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第９６６７号
東京都豊島区高田３丁目32―９―302
債務者　篠原　文男
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６７６号
東京都江戸川区北葛西１丁目22―４
債務者　黄木　良江
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６７８号
千葉県千葉市若葉区高品町461―１―301
債務者　清水　克哉
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９７２０号
東京都墨田区東向島５丁目20―19
債務者　楠木　幸夫
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４６号
沖縄県宜野湾市字愛知245番地　オアシスＲＥＮ301号
債務者　太田　美幸
1　決定年月日時　平成24年８月14日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１４９号
沖縄県中頭郡読谷村字伊良皆187番地３
債務者　寄川　　愛
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第９６８４号
東京都品川区八潮５丁目３―８―605
債務者　會澤　　唯
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４０号
栃木県さくら市喜連川6401番地、前住所栃木県大田原市中野内1499番地
債務者　金澤　久喜
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係